

薬生食基発 0331 第 3 号
令和 2 年 3 月 31 日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿
内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
(公 印 省 略)

令和 2 年度食品健康影響評価依頼について

「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」(平成 17 年 11 月 28 日付け厚生労働省食安第 1128001 号)に基づき、令和 2 年度の食品健康影響評価の依頼計画を、別紙 1 のとおり提出します。

また、令和元年度に暫定基準を見直した農薬等について、平成 18 年 6 月 29 日付け府食第 542 号別添「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき、推定摂取量の試算結果を別紙 2 のとおり報告します。



令和 2 年度食品健康影響評価依頼計画

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課

1. 食品健康影響評価の依頼の現状

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に係るポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年 5 月に 760 物質[※]について、暫定的に基準値を設定した。また、年度毎に計画を立てて資料が収集できたものから、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価の依頼を行うこととしている。

令和 2 年 3 月 18 日時点では、暫定基準を設定した 760 物質[※]のうち、これまでに 698 物質について評価を依頼し、そのうち 508 物質については評価が終了している（別添 1 参照）。

2. 暫定基準見直しの基本的な考え方

食品健康影響評価の依頼を行っていない 62 物質のうち、現時点において国内での登録、承認等があるものが 11 物質であり、一方、国内での登録、承認等がないものが 51 物質となっている（別添 2 参照）。

前者の国内での登録、承認等がある物質については、引き続き関係府省等と協議を行い、計画的に評価依頼を進めていくこととしている。

後者の国内での登録、承認等がない物質については、毒性や残留試験データだけではなく、使用実態についても情報収集に苦慮する物質が多い。評価に必要な資料の入手が困難である物質については、一律基準によるリスク管理措置等の実施を検討している。なお、一律基準によるリスク管理に移行する物質については、使用や残留が確認された時点で、リスク管理措置を見直すこととする。

3. 令和 2 年度の食品健康影響評価依頼計画について

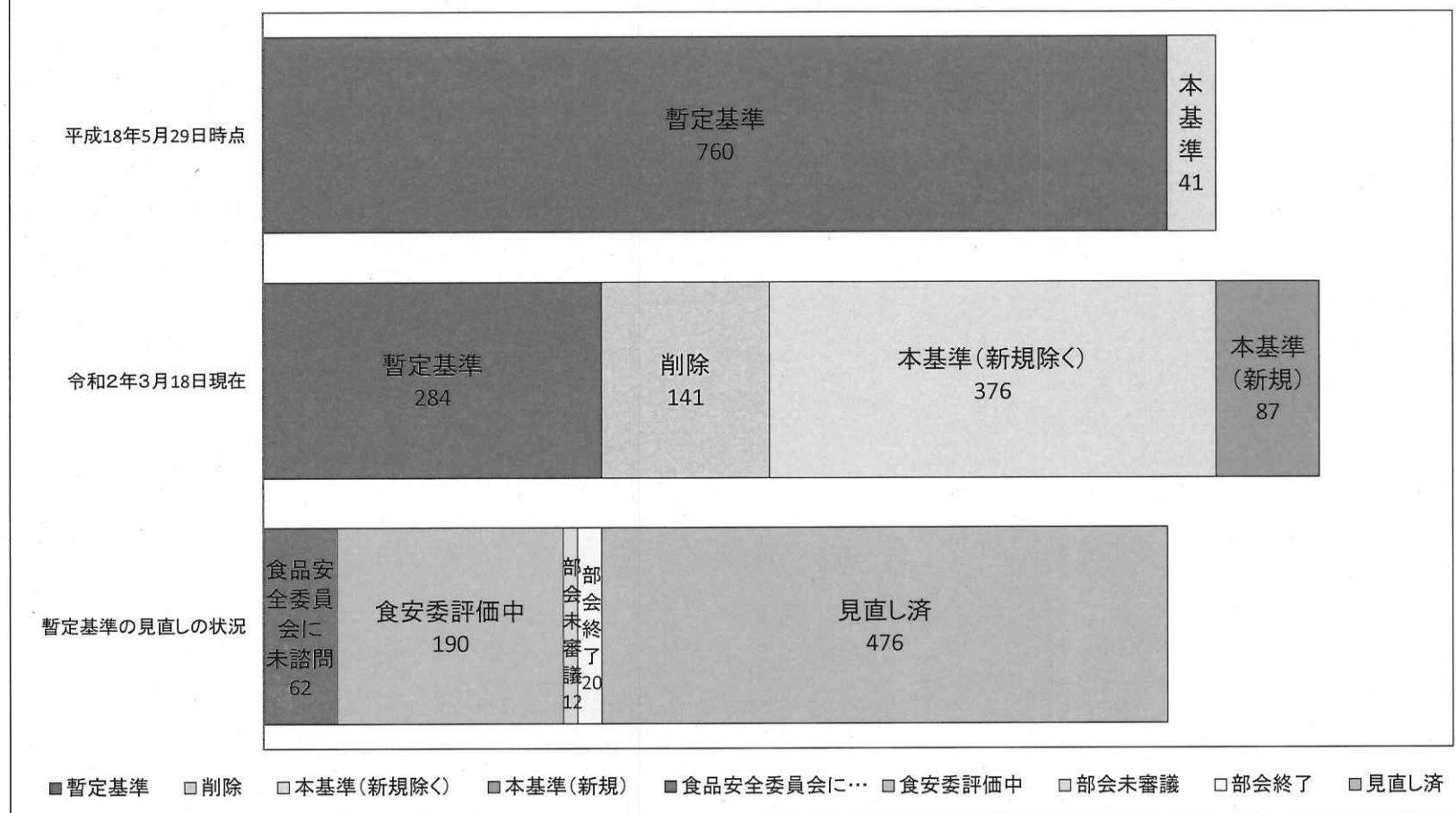
食品健康影響評価の依頼を行っていない 62 物質のうち、資料の入手が可能である 38 物質（別添 2 の分類 1-1～1-2 及び分類 2-1 が該当）について、資料が収集できたものから評価依頼を行う予定である。その他の物質については、上記方針に基づき対応を検討し、状況に応じて評価依頼を行う予定である。

4. その他

リスク管理の観点から効果的な基準設定及び暫定基準の見直しができるよう、関係府省間で対応について協議させていただきたい。

[※]平成 18 年 5 月時点の暫定基準は 758 物質であるが、暫定基準見直しの結果、一部で品目の統合や分割を行っており、現在の品目数に合わせて集計している。

ポジティブリスト施行後の農薬等の残留基準の見直し状況



※1平成18年5月29日時点の暫定基準は、現在の品目数と合わせて集計した。なお、暫定基準の見直しの結果「ニトロフラン類」は「ニトロフラゾン」、「ニトロフアントイン」、「フラゾリトン」及び「フラルタドン」の4品目に分割し、「アルジカルブ」及び「アルドキシカルブ」は「アルジカルブ及びアルドキシカルブ」に統合した。

※2『本基準数(新規除く)』は、ポジティブリスト制度導入後の新規剤の本基準を除く。

※3『部会終了』には、一度部会で審議して、部会で再審議を予定している剤を含む。

※4『見直し済』は、暫定基準見直しの告示済みのもの及び暫定基準見直しの結果、不検出基準を維持したものを含む。

別添 2

暫定的に基準値を設定した評価依頼予定物質の内訳について

◇ 国内登録・承認・指定があるもの：11 物質（表 1）

分類	物質数	内 容
1-1	2	食品安全委員会と協議中
1-2	9	厚生労働省で確認中

◇ 国内登録・承認・指定がないもの：51 物質（表 2）

分類	物質数	内 容
2-1	27	厚生労働省で確認中
2-2	24	データ提供の見込みなし

表 1：国内登録・承認・指定がある品目

2020年3月18日現在

分類	番号	品目名	英名	主な用途	農薬 取替法	医薬品 医療機器法	飼安法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国				
											米国	豪州	EU	カナダ	N Z
1-1	1	カルベンダジム(MBC)、チオファネート、チオファネートメチル及びベンゾミル（総和として。）	CARBENDAZIM、BENOMYL、THIOPHANATE、THIOPHANATE-METHYL	農薬・殺菌剤	○			○		○	○	○	○	○	
1-1	2	ポリオキシシン	POLYOXINS	農薬・殺菌剤	○										
1-2	3	ジアフェンチウロン	DIAFENTHIURON	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	○							○			
1-2	4	シアン化水素	HYDROGEN CYANIDE	農薬・殺虫剤・殺鼠剤	○					○			○	○	
1-2	5	ジチオカルバメート	DITHIOCARBAMATES	農薬・殺菌剤・鳥忌避剤・鼠族忌避剤	○			○		○		○	○		○
1-2	6	チオジカルブ及びメソミル（総和として。）	METHOMYL、THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	○			○		○		○	○	○	
1-2	7	トリクロルホン	TRICHLORFON	農薬/動物薬・殺虫剤		○		○	○	○	○	○	○		○
1-2	8	ピペロニルブトキシド	PIPERONYL BUTOXIDE	農薬/動物薬・共力剤		○		○		○	○	○		○	○
1-2	9	リン化水素	HYDROGEN PHOSPHIDE	農薬・殺虫剤・殺鼠剤	○			○							○
1-2	10	レスメトリン	RESMETHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤		○							○		
1-2	11	臭素（臭化メチル）	BROMIDE (METHYL BROMIDE)	農薬・殺虫剤	○					○			○		

表2：国内登録・承認・指定がない品目

2020年3月18日現在

分類	連番	品目名	英名	主な用途	農薬 取替法	医薬品 医療機器法	飼安法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国				
											米国	豪州	EU	カナダ	N Z
2-1	1	1,2-ジクロロプロパン	1,2-DICHLOROPROPANE	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）											
2-1	2	1,2-ジブロモ-3-クロロプロパン	1,2-DIBROMO-3-CHLOROPROPANE	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）											
2-1	3	1,2-ジブロモエタン	1,2-DIBROMOETHANE	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）									○		
2-1	4	2,4,5-T	2,4,5-T	農薬・除草剤						○			○		
2-1	5	DDT	DDT	農薬・殺虫剤						○		○	○		
2-1	6	イソプロツロン	ISOPROTURON	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）									○		
2-1	7	エトリジアゾール	ETRIDIAZOLE	農薬・殺菌剤					○				○		
2-1	8	エンドリン	ENDRIN	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤						○			○		
2-1	9	オルトフェニルフェノール (OPP)	2-PHENYLPHENOL	農薬・殺菌剤						○		○			
2-1	10	カプタホル	CAPTAFOL	農薬・殺菌剤						○					
2-1	11	クロロトルロン	CHLOROTOLURON	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）									○		
2-1	12	ジフェニル	BIPHENYL	農薬・殺菌剤						○			○		
2-1	13	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	農薬・殺菌剤				○		○		○		○	
2-1	14	ダミノジット	DAMINOZIDE	農薬・成長調整剤						○			○		
2-1	15	テルブチラジン	TERBUTYLAZINE	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）								○	○		
2-1	16	ドジン	DODINE	農薬・殺虫剤				○		○		○	○		
2-1	17	トリアジメホン	TRIADIMEFON	農薬・殺虫剤				○		○					
2-1	18	トリアレート	TRI-ALLATE	農薬・除草剤						○		○	○	○	
2-1	19	ニコチン	NICOTINE	農薬・殺虫剤									○	○	
2-1	20	ピアラホス	BILANAFOS(BIALAPHOS)	農薬・除草剤											
2-1	21	ピンドン	PINDONE	農薬・殺菌剤											○
2-1	22	フェノプロップ	FENOPROP	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）											
2-1	23	プロパキザホップ	PROPAQUIZAFOP	農薬・除草剤								○	○		
2-1	24	ペンタクロロフェノール	PENTACHLOROPHENOL	農薬（ミネラルウォーターにのみ基準あり）											
2-1	25	ホメサフェン	FOMESAFEN	農薬・除草剤										○	
2-1	26	ワルファリン	WARFARIN	農薬/動物薬・殺菌剤・血液凝固抑制剤											○
2-1	27	二臭化エチレン	ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	農薬・線虫駆除剤・殺虫剤											
2-2	28	2,6-ジイソプロピルナフタレン	2,6-DIISOPROPYLNAPHTHALENE	農薬・成長調整剤							○				
2-2	29	イソフェンホス	ISOFEENPHOS	農薬・殺虫剤						○					
2-2	30	オキサジキシル	OXADIXYL	農薬・殺菌剤								○			
2-2	31	オメトエート	OMETHOATE	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤				○		○					
2-2	32	オリザリン	ORYZALIN	農薬・除草剤								○			
2-2	33	キナルホス	QUINALPHOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤									○		
2-2	34	キントゼン (PCNB)	QUINTOZENE	農薬・殺菌剤				○		○					
2-2	35	クロピドール	CLOPIDOL	農薬/動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤							○			○	○
2-2	36	ジクロフルアニド	DICHOFLUANID	農薬・殺菌剤				○		○					
2-2	37	デメトン-S-メチル	DEMETON-S-METHYL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤						○					
2-2	38	ビテルタノール	BITERTANOL	農薬・殺菌剤				○		○					

2-2	39	ブピリメート	BUPIRIMATE	農薬・殺菌剤								○	○		
2-2	40	トリアジメノール	TRIADIMENOL	農薬・殺虫剤				○		○		○	○		
2-2	41	トリフルムロン	TRIFLUMURON	農薬/動物薬・殺虫剤								○	○		
2-2	42	ナプロパミド	NAPROPAMIDE	農薬・除草剤								○			
2-2	43	ビオレスメトリン	BIORESMETHRIN	農薬・殺虫剤				○		○					
2-2	44	ピラクロホス	PYRACLOFOS	農薬・殺虫剤								○			
2-2	45	ヘキサクロロベンゼン	HEXACHLOROBENZENE	農薬・殺菌剤						○		○			
2-2	46	フルミクロラックベンチル	FLUMICLORAC PENTYL	農薬・除草剤							○	○			
2-2	47	プロポキスル	PROPOXUR	農薬/動物薬・殺虫剤						○	○	○	○		
2-2	48	ブロモプロピレート	BROMOPROPYLATE	農薬・ダニ駆除剤				○		○			○		
2-2	49	メタベンズチアズロン	METHABENZTHIAZURON	農薬・除草剤								○			
2-2	50	メトキシクロール	METHOXYCHLOR	農薬・殺虫剤						○					
2-2	51	二塩化エチレン	ETHYLENE DICHLORIDE	農薬・殺虫剤						○		○			

	改正日	品目	ADI (mg/kg体重/日)	推定摂取量の対ADI 比(%)								ARfD (mg/kg体重)	短期推定摂取量の対ARfD比(%)の最大値		
				国民全体 (1歳以上)		幼小児 (1～6歳)		妊婦		高齢者 (65歳以上)			国民全体 (1歳以上)	幼小児 (1～6歳)	妊婦又は妊娠してい 可能性のある女性
				TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI				
1	令和1年5月30日	農薬テブフェンピラド	0.0082		10.0		24.2		8.8		11.4	0.15	20(ずいき)	20(れんこん等)	
2	令和1年6月27日	農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン	0.0049		32.2		78.1		35.5		32.3	0.036	30(いちご)	90(いちご)	
3	同上	農薬テトラコナゾール	0.004		21.1		33.3		17.1		26.4	0.05	20(かぼちゃ等)	50(ほうれんそう)	
4	令和1年8月5日	動物用医薬品フルメキン	0.071	3.7		8.4		3.6		3.3					
5	同上	動物用医薬品[モノピス(塩化トリメチルア ンモニウムメチレン)]ーアルキルトルエン	0.013	21.2		59.5		24.2		16.4					
6	同上	飼料添加物ブチルヒドロキシアニソール	0.5	0.2		0.3		0.1		0.2					
7	令和1年9月20日	動物用医薬品及び飼料添加物サラフロキ サシン	0.0064	0.2		0.4		0.2		0.1					
8	令和1年10月2日	動物用医薬品ネオマイシン	0.036		7.3		21.0		9.7		5.7				
9	同上	農薬シアノホス	0.001		11.2		35.0		7.7		15.2	0.01	30(もも等)	90(もも)	
10	同上	農薬テトラジホン	0.013	20.4		60.3		16.4		25.7		設定の必要なし			
11	令和1年10月31日	動物用医薬品アモキシシリン	0.0013	12.2		27.6		10.7		11.6					
12	同上	動物用医薬品プロムフェノホス	0.0025	0.1		0.2		0.2		0.1					
13	同上	農薬チアクロプリド	0.012		27.6		38.0		20.4		35.6	0.031	60(いちじく)	100(いちご)	
14	同上	農薬プロパニル	0.016	6.3		11.1		3.9		6.9		0.57	0(米)	0(米)	
15	令和2年1月15日	動物用医薬品ゲンタマイシン	0.011	10.6		40.3		15.5		8.3					
16	令和2年2月25日	動物用医薬品サリノマイシン	0.005	3.3		8.3		3.5		2.4					
17	同上	農薬オキスポコナゾールフマル酸塩	0.03	10.3		33.8		12.3		12.2		0.2	30(ぶどう)	80(ぶどう)	
18	令和2年3月31日	動物用医薬品セファピリン	0.002	7.6		31.1		10.0		6.1					
19	同上	農薬プロチオホス	0.0027		8.6		19.6		9.2		9.6	0.05	30(ぶどう)	60(ぶどう)	

ADI:許容一日摂取量
ARfD:急性参照用量
TMDI:理論最大一日摂取量
EDI:推定一日摂取量

令和2年度に暫定基準を見直す農薬等(6月1日時点で審議済の農薬等)

	改正日	品目	ADI (mg/kg体重/日)	推定摂取量の対ADI 比(%)							
				国民全体 (1歳以上)		幼小児 (1～6歳)		妊婦		高齢者 (65歳以上)	
				TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
1	令和2年4月23日	農薬及び動物用医薬品ダイアジノン	0.001		36.1		74.7		32.4		42.0
2	同上	農薬セトキシジム	0.088	38.3		71.0		31.1		44.3	
3	令和2年6月予定	農薬及び動物用医薬品ペルメトリン	0.05		18.1		40.2		18.7		18.9
4	同上	農薬イミノクタジン	0.0023		38.9		66.3		30.0		48.8
5	令和2年6月予定	動物用医薬品キシラジン	特定する必要なし								
6	令和2年7月予定	農薬及び動物用医薬品カルバリル	0.0073		25.0		48.4		17.8		28.6
7	同上	農薬アルドリン及びディルドリン	0.000025※ 0.00005		20.8		52.5		20.8		22.7
8	同上	農薬カルボスルファン	0.005		29.9		46.2		19.4		36.2
9	同上	農薬カルボフラン	0.00015		47.3		77.1		32.3		52.2
10	同上	農薬ベンフラカルブ	0.0089		34.7		64.6		25.8		39.6
11	令和元年9月予定	農薬ジクワット	0.0058	26.3		60.4		28.4		25.3	

ARfD (mg/kg体重)	短期推定摂取量の対ARfD 比(%)の最大値		
	国民全体 (1歳以上)	幼小児 (1～6歳)	妊婦又は妊娠している 可能性のある女性
0.025	30(もも)	80(もも)	
1.8	5(だいごんの葉)	10(すいか)	
0.5	30(ケール)	40(こまつな)	
0.053	50(キウイー)	50(ぶどう)	
0.01	100(しろうり)	80(なす)	
0.005	70(ぼんかん)	40(ピーマン)	
0.00015	70(さといも)	70(さといも)	
0.0092	40(れんこん)	80(さといも)	
0.75	0(米)	0(米)	

ADI:許容一日摂取量
ARfD:急性参照用量
TMDI:理論最大一日摂取量
EDI:推定一日摂取量
※ 農薬アルドリン及びディルドリンはADIでなくTDI(耐容一日摂取量)。上段:アルドリン、下段:ディルドリン。